ヘンリー1世の行政改革

川 瀬 准

月 次

- T はじめに
- Ⅱ フェダリズム
- Ⅲ 干付継承
- IV 行政改革
- V おわりに

I はじめに

フランス王国の政治、経済体制、フェダリズム(Feudalism:封建制度)下で、ノルマンディー公口ベール1世 (Duc de Normandie Robert I, 1027-1035) の庶子として、ギヨーム=バタール(Guillaume le Bâtard, c. 1027-1087、ノルマンディー公;1035-1087、イングランド王;1066-1087)が生まれた。

ギヨーム=バタールが、父の領土ノルマンディーを受け継ぎ、1035年、ノルマンディー公ギヨーム2世になった時、公的に、はっきりとフランス王の家臣になった。

そして、ノルマンディー公ギョーム 2世(Duc de Normandie Guillaume II , 1035-1087)が、イングランドのアングロ=サクソン人(the Anglo-Saxons)を征服し、そして1066年12月25日、ウェストミンスター=アベイ(Westminster Abby)で、戴冠式を挙げ、イングランド王ウィリアム 1世(William I , 1066-1087)になった。

この時点から、フランスとイングランドとの関係が、政治的、経済的に複雑 になった。

というのは、ウィリアム1世が、フランス国王フィリップ1世 (Philippe I, 1060-1108) の家臣であると同時に、イングランドの国王になったからである。

このフランスとイングランドとの政治的、経済的複雑な関係を、より深刻化させたのは、ウィリアム1世以降、彼の子供たちによるイングランドの王位継承である。

このイングランド王位継承は、イングランドの内乱へと発展していった。

ノルマンディー家の 3 人の王、すなわちウィリアム 1 世、ウィリアム 2 世 (William II, 1087-1100)、ヘンリー 1 世 (Henry I, 1100-1135) のうち、このイングランドの内乱を収め、そして、後のイングランドの法律、行政、経済に多大な影響を与えたのは、ヘンリー 1 世である。

ヘンリー1世は、イングランドの王位継承時から、経済的、政治的に不安定な状況に置かれた。

というのは、ヘンリー1世の王位継承に問題があったからである。

この問題とは、当然、王位継承権の優先順位である。

ヘンリー1世は、この王位継承権の優先順位を、かろうじてクリアしながら、その後、イングランドの国民のために尽力した。この尽力の功績が称えられて、後の歴史家たちが、ヘンリー1世に、ボークレア(Beauclerc:学識者)というニックネームを付けた。

ヘンリー1世は、父ウィリアム1世治世時から続いていた、イングランドとフランスとの複雑な関係を、身を持って体験していた。

また、ヘンリー1世は、イングランド王位を継承してから、イングランドと ノルマンディーとを、いかに平穏無事に統治するかを、考えなければならな かった。特に、イングランド国の政治、経済的体制、フェダリズム(Feudalism: 封建制度)を、整備し強化しなければ、ノルマンディー公国の統治など考えら れなかった。

この政治、経済的体制、フェダリズムが、後のイングランド国民にとって、 大変有益であった。

では、ヘンリー1世が、イングランド国民のために行った政治、経済的功績とは、具体的には何であろうか。

そこで本稿では、ヘンリー1世の父、ウィリアム1世が、フランスからイン

グランドに導入したフェダリズムの発生、発展、そしてそのフェダリズムを基盤にして、土地から適切な税徴収を得るドゥームズデイ = ブック(The Domesday Book:土地台帳、租税台帳、国勢調査簿)の進捗状況、成果を考えながら、ヘンリー1世が、イングランド国民のために、尽力した政治、経済的功績とは、何であるか、を考察する。また、その功績が、経済史的に見て、どのように評価されるかをも、考察する。

Π フェダリズム

ヘンリー1世の父、ウィリアム1世が生まれたのは、ノルマンディーである。 ノルマンディーを含めて、ヨーロッパ大陸で、典型的なフェダリズムが行われたのは、カロリンガ王朝(Dynastie des Carolingiens:751-843)時である。 そのカロリンガ王朝時のフェダリズムの手掛かりは、476年の西ローマ帝国滅亡以前に、見ることができる¹⁾。

人類が誕生した当初、人間は、自然界で育っている植物を採取したり、獲物 を狩りしたり、魚を捕ったりして生活していた。

自然界が安定し、温暖で大河がある地域では、人間が、農耕・牧畜を始める ようになった。

その農耕・牧畜の生産をアップさせるために、人びとの間に、村落共同社会が生まれてきた。

古代ローマ社会では、土地保有者のヴィラ(villa:農場、荘園)が、経済単位であり、このヴィラが、村落共同社会を、形成していた²⁾。

農耕技術が発展すると、農産物の収穫に余剰が出てくる。

この余剰が多くなると、生産活動に携わらなくてもよい人びとが生まれてくる。

¹⁾ J. R. Moreton Macdonald, *A History of France*, Vol. 1, Reprinted of 1915, ed., New York: AMS Press Inc., 1971, p. 44.

²⁾ Cf. Richard Koebner, "The Settlement and Colonization of Europe", in M. M. Postan, ed., The Cambridge Economic History of Europe, Vol. 1, The Agrarian Life of the Middle Ages, Second Edition, Reprinted of 1941, ed., Cambridge University Press, 1971. p. 9.

すわなち、この余剰生産物を、取りまとめて商売・交易する者、異民族から 生産物や農民を守る兵士、異民族捕虜による奴隷、農民の心の安らぎ所である 神官、&c. である。

このような人びとが、ローマ風の都市を形成していった。

390 B.C.古代ローマ人は、ケルト系ガリア人の侵攻で、大敗を喫し、辛酸を 嘗めたものの、当時戦争に対する学習能力がなく、再びカルタゴとの衝突に直 面した。いわゆる 267-241 B.C. 第 1 次ポエニ戦争である。

この戦争で、ローマ人は、シチリアを領有し属州にした。この時、ローマ人は、戦争に対し学習し、ローマに脅威を与える国は、すべて先手必勝で臨まなければならない、ということを学んだ。

結果的に、このローマに対する脅威が、領土拡大、属州の増大へとなった。 この属州の増大に伴い、捕虜の奴隷を使って、大農業経営を行う富裕層、大 土地所有者・領主が出現してきた。

属州に対して、ローマ人は、まず初めにローマ都市と属州への道路を整備し、その道路を通じて、人や物や文化を運び、ローマ風のインフラ(インフラストラクチャー:infrastructure)を、移植して行った。

ローマ風の都市の中には、当然、多くの余剰生産物を獲得する大土地所有者・領主が存在し、彼らが、都市社会の方向性を、決定していた。

領主は、石造りのヴィラ(villa:大邸宅)³⁾ に居を構え、その大邸宅ヴィラには、所領ヴィラ(villa:農場、荘園)が付属していた。

ローマ時代のヴィラ(villa)という意味には、領主の大邸宅、あるいは領主の農場、荘園という意味がある。

領主は、自己の大邸宅を中心とする所領、ヴィラ(villa:農場、荘園)を、各地に拡大させ、そのヴィラ内に、法的、政治的、経済的権力を、自己に集中させた社会構造を、築き上げていった。

この古代ローマ社会のヴィラは、ヨリ正確な税収を徴収するために、行政単

³⁾ Peter Salway, *The Oxford Illustrated History of Roman Britain*, Oxford University Press, 1993, p. 113.

位ヴィル(vill:行政・税制上の区画村)として、区画整理された。

2 B.C. 世紀以降、ローマ帝国では、領主が、領主に隷属するコロヌス (Colonus:小作人:農奴)を、大量に使用することによって経営するラティフンディウム (Latifundium:大土地所有制:大農場経営)を行っていた⁴⁾。

このコロヌスの中には、戦争捕虜が含まれている。

ラティフンディウムより、大土地所有者である貴族・領主へ、ヨリ土地が集中し、平民である中小農民が没落していった。

なお、この時期もうすでに、ゲルマン人が、平和的にローマ帝国内に移住し、 コロヌスや傭兵になっていた。

また、この古代ローマ社会のヴィラ(villa:農場、荘園)は、A.D. 43以来、ローマ帝国が侵攻し、属州にしたブリタンニア(Britannia:ラテン語;後のブリテン島)においても、築かれるようになった⁵⁾。

ブリタンニアという名前は、独裁者カエサル(Gaius Julius Caesar, 100-44 B.C.)が、反ローマ政策を掲げていた島(ブリテン島) $^{6)}$ に遠征後、付けた名前であり、それ以前の島の名前は、アルビオン (Albion) という名前であった $^{7)}$ 。

1世紀後半、古代ローマ帝国社会には、ヴィルを行政単位としたヴィラが発展し、そのヴィラがローマ帝国を支える経済基盤になっていった。

2世紀初期、ブリタンニアでのローマ風のヴィラ(villa:大邸宅)は、後のマナー=ハウス(manor house:領主館)として、認めることができる 8)。

⁴⁾ Courtenay Edward Stevens, "Agriculture and Rural Life in the Later Roman Empire", in M. M. Postan, ed., *The Cambridge Economic History of Europe*, Vol. 1, The Agrarian Life of the Middle Ages, Second Edition, Reprinted of 1941, ed., Cambridge University Press, 1971, p. 116.

⁵⁾ R. G. Collingwood and J. N. L. Myres, eds., *Roman Britain and the English Settlements*, Second Edition, Reprinted of 1936, ed., Biblo and Tannen, 1937, p. 6.

⁶⁾ Cf. Peter Salway, The Oxford Illustrated History of Roman Britain, op. cit., p. 19.

S. Ireland, Roman Britain, A Source Book, Second Edition, Reprinted of 1986, ed., Routledge, 1996, p. 13.

Peter Salway, "Roman Britain (c.55BC-c.AD440)", in Kenneth Morgan, ed., The Oxford History of Britain, Reprinted of 1984, ed., Oxford University Press, 1988, pp. 41-2.

また、この古代ローマ時代の経済単位ヴィラ(villa:農場、荘園)は、9世紀初期以降、アングロ=サクソン(Anglo-Saxon)時代のマナー(manor:荘園)の原型となった 9 。

言い換えると、ブリタンニア時代のローマ風ヴィラが、その後のアングロ=サクソン時代のフェダル=マナー(feudal manor:封建的荘園)になっていったのである¹⁰⁾。

このヴィラを形成、発展させた要因に、宗教の存在が考えられる。

1 世紀の終わり、イエス = キリスト (Jesus Christus, A.D. c. 6-4-c. 30 B.C.: 救世主) の教えが、多神教の民族であるローマに入ってきた。

キリスト教の教え、すなわち皇帝崇拝の批判、神の前での平等、隣人愛が、 ローマ帝国内に入り、その中心地が、ローマの属州ガリアであった。

だが、歴代のローマ皇帝は、皇帝崇拝を否定するキリスト教を弾圧、迫害した。 例えば、64年、水道管による鉛中毒であったネロ帝(Nero, 37-68:ローマ皇帝54-68)による「キリスト教徒の大勢処刑」であり、303年、独裁的支配を強化したディオクレティアヌス帝(Gaius Aurelius Valerius Diocletianus, 245-313:ローマ皇帝284-305)による「キリスト教徒の大迫害」である。

4世紀初期まで、キリスト教徒は、歴代の皇帝から無視され、迫害された。 だが、その迫害から、キリスト教の殉教精神が、各ヴィラの中に、根強く活き 続けることとなった。

歴代の皇帝から、迫害を受ければ受けるほど、皇帝の意思とは逆に、キリスト教は、ヴィラの中に、根強く浸透していった。

2世紀のローマ帝国では、このヴィラが順調に発展し、経済的には安定していた。また、政治的には、96年から180年まで「五賢帝時代」で、帝位が世襲

⁹⁾ Alfons Dopsch, "Agrarian Institution of the Germanic Kingdoms from the fifth to the ninth century", in M. M. Postan, ed., *The Cambridge Economic History of Europe*, Vol. 1, The Agrarian Life of the Middle Ages, Second Edition, Reprinted of 1941, ed., Cambridge University Press, 1971, p. 192.

¹⁰⁾ Thomas Hodgkin, "The History of England: from the Earliest Times to the Norman Conquest", in William Hunt and Reginald L. Poole, eds., The Political History of England, Vol. 1, Reprinted of 1914, ed., AMS Pres, Kraus Reprint Co., 1969, ed., p. 77.

されず、賢人を前皇帝の養子として指名し、帝位を継承し、非常に平和な時期を迎えていた。

なお、この安定し、平和な時期を、パックス=ロマーナ (Pax Romana:ローマの平和) と呼ばれている。

このローマが平和である1世紀末から2世紀初期にかけて、ブリタンニアでは、鉄期時代にケルト人が住んでいた農場と同じ場所に、ローマ風のヴィラを築き¹¹⁾、ヴィラを拡大させていった。

3世紀以降、ローマ帝国の農業形態が、奴隷労働によるラティフンディウムから、隷属的な小作人コロヌスから地代を徴収する自給自足的なコロナートゥス (Colonatus:小作制) へと代わった。

この要因は2つある。

- 1. パックス = ロマーナの結果
- 2. 巨大帝国を維持するための都市への重課税

1つ目のパックス=ロマーナの結果は、都市内に奴隷が供給されなくなったからである。

言い換えると、ローマ都市に平和が続いていた間、対外的な征服戦争が行われていなく、戦争捕虜としての奴隷が、都市内に供給されなく、奴隷労働の生産性が低下したからである。

2つ目の巨大帝国を維持するための重課税は、大土地所有者を、地方に追い 造ったからである。

言い換えると、重課税のため、地中海商業が衰え、属州からの奴隷供給も衰え、農産物生産のための奴隷労働の生産性が低下し、属州から大量に流入する 安価な農産物に抵抗できなくなったからである。

結果的に、この2つの要因により、大土地所有者は、ローマを去り、地方にて、コロヌスに土地を貸与し、地代を徴収する、自給自足型の農業経営を行わざるを得なくなったのである。

¹¹⁾ Peter Salway, *A History of Roman Britain*, Reprinted of 1993, ed., Oxford University press, 1997, p. 16.

このラティフンディウム衰退から、コロナートゥス進展への移行が、地中海 貿易を衰えさせ、自給自足経済を発展させ、ローマ帝国を滅亡へと導いた根本 原因であった。

また、大土地所有制のラティフンディウムから、荘園内のコロヌスから地代を 徴収するコロナートゥスへの進展は、ヴィラ=システム('the villa system')¹²⁾ となり、後の、荘園領主・保有農民間の支配隷属関係、マナー=システム (manorial system:荘園制度)の基礎となった。

4世紀初期まで、ローマ帝国では、皇帝崇拝を認めないキリスト教の弾圧、 迫害が、ディオクレティアヌス帝により続けられていた。

このキリスト教に対する弾圧、迫害が、ディオクレティアヌス帝の意思とは 逆に、キリスト教徒の殉教的精神を喚起させ、キリストの教会組織を強化させ ていった。

3世紀初期以降から4世紀のローマ帝国解体期に、キリスト教の倫理が、ローマ各地、および属州ブリタンニアに、すみやかに伝播していった。

313年初期、コンスタンティヌス帝(Gaius Valerius Constantinus I, 'the Great', emperor, 288-337, ローマ皇帝:323-337)は、巨大化した帝国の分裂を防ぎ、帝国の維持、存続のため、当時、政治的影響力を増しつつあった、キリスト教の力を利用しなければならなくなっていた。

そのために、コンスタンティヌス帝は、313年ミラノ勅令(the Edict of Milan)を発布し、キリスト教を公認した¹³⁾。この公認により、キリスト教が、ローマ、およびローマ各地に広がった。

また、314年に、ローマの属州であるブリタンニアにおいても、このキリスト教が、広がった¹⁴⁾。

325年5月、コンスタンティヌス帝は、ニカイア (Nicaea) 地方で行われた

¹²⁾ Cf. M. P. Charlesworth, The Roman Empire, Reprinted of 1951, ed., Oxford University Press, 1968, p. 47.

¹³⁾ Peter Salway, A History of Roman Britain, op. cit., p. 207.

¹⁴⁾ Malcolm Todd, Roman Britain, Third Edition, Reprinted of 1981, ed., Blackwell Publishers Ltd, 1999, p.194.

キリスト教の宗教会議、すなわちキリスト教のニカイア公会議(Nicene Council)で、「イエスを神の子」であるとする、キリスト教の「アタナシウス (Athanasius)派を正統」とし、「イエスを神に最も近い人」とする「アリウス (Arius)派を異端」と決定した¹⁵⁾。

このアタナシウス派は、ローマ=カトリック教として、発展した。

イエス=キリストが、c. 30 B.C. に刑死し、そして、イエス=キリストの使徒ペテロ(Petros. (?)-c. 64)が、ネロに迫害を受け、殉教死した。

そこで、殉教死した使徒ペテロを称えるために、ペテロの後継者とみなされたローマ司教は、ローマ=カトリック教の最高位である「教皇」と呼ばれるようになった。

「教皇」という最高位を得たローマ司教は、教会組織を強化するために、ローマの行政組織にならって、聖職者の身分的ヒエラルヒー(Hierarchie:位階制度)を、創設した¹⁶⁾。

ここに、当時の行政組織としての国王を頂点とするヒエラルヒーと、教会組織としてのローマ教皇を頂点とするヒエラルヒーとを、挙げてみる。

・行政組織のヒエラルヒー

国王(皇帝)→諸侯→騎士→農民

教会組織のヒエラルヒー

ローマ教皇→大司教→司教→司祭→農民

これらの4世紀中葉のヒエラルヒーは、まだ不安定な状態であった。

というのは、ローマ皇帝が、巨大になりすぎた帝国自体を、維持できなくなっていたからである。また、ローマ教皇にしても、異民族のイスラム教によって、脅威にさらされていたからである。

この聖職者の身分的ヒエラルヒーの創設により、教会は、土地を集積し始めた。

^{15) ·} Cf. M. P. Charlesworth, The Roman Empire, op. cit., p. 124.

[·] Cf. Peter Salway, A History of Roman Britain, op. cit., pp. 261-2.

¹⁶⁾ Carl Stephenson and Bryce Lyon, *Mediaeval History*: Europe from the Second to the Sixteenth Century, Fourth Edition, Reprinted of 1935, ed., A Harper International Student Reprint. 1962. p. 70.

また、この教会による土地集積が、後のフェダリズムの1要因ともなって いった。

「異端」とされたアリウス派の教義は、ローマ帝国から追放され、北方のゲルマン人の間で広まっていった。

そして、392年、テオドシウス帝 (Theodosius, c. 346-395, ローマ皇帝: 379-395) は、キリスト教のアタナシウス派を、ローマ帝国の国教とした。

テオドシウス帝は、4世紀後期から始まっていた異民族の侵入に対し、キリスト教、すなわちカトリック教の力を借りて、帝国内を強化し、防衛しようとした。 だが、395年、テオドシウス帝が亡くなると、帝国は、2つに分裂し、西ローマ帝国と、東ローマ帝国になった。

4世紀後期、375年になると、アジアの草原を生活基盤としていた、モンゴル系遊牧騎馬民族、フン族が、気候的な変化による牧草地の不毛により、中央アジアから西方のヨーロッパに侵入して来た。この浸入をきっかけに、ゲルマン人が圧迫され、いわゆる第1次ゲルマン民族の大移動(4-6世紀)が始まった¹⁷⁾。

この異教徒であるゲルマン民族が、4世紀、ローマ帝国内に浸入し、治安が 悪化した。

この治安悪化のため、ローマの中小農民は、自己の生命と財産を守るため に、キリスト教の教会領に逃げ込み、保護を求めた。

その保護の代償として、中小農民は、自己の土地を、キリスト教の教会に寄 進した。

そして、その後、中小農民は、寄進した同じ土地を、家族との生活のため、 改めて恩貸地として受け取った。

言い換えると、ローマの中小農民は、領主である教会から、寄進した同じ土 地の使用権を、貸与されたのである。

¹⁷⁾ Robert S. Holy and Stanley Chodorow, Europe in the Middle Ages, Third Edition, Reprinted of 1957, ed., Harcourt Brace Jovanovich, Inc., 1976, p.61.

[・]第1次ゲルマン民族の大移動は、人口の増加と土地不足、そしてヨリ気候の良い温暖な 土地を求めての移動であった。その大移動のきっかけは、フン族の西進による東ゲル マンの圧迫であった。そして、その圧迫の結果が、ローマ帝国内への侵入である。

すなわち、恩貸地制ベネフィス(Benefici)の始まりであり¹⁸⁾、ラテン語のベネフィキウム(Beneficium :恩貸地制、封土)である¹⁹⁾。

この恩貸地制 Beneficium は、ローマ法である²⁰⁾。

この4世紀末、ローマ帝国滅亡期に施行されたローマ法、中小農民に対する 恩貸地制 Beneficium とは、ただ単に、異教徒から、自分と家族の安全・保護 を得るために、有力な軍事力を有した教会に、自己の土地を寄進し、そして、 その同じ自己の土地を、使用権を付して、教会から貸与してもらうということ であった。

なお、ローマの中小農民は、恩貸地からの収穫物に対し、10分の1税を、教会に支払った²¹⁾。

中小農民が身の危険を感じ、教会に逃げ込んだ理由は、異教徒であるゲルマン人が、十字架を備えている教会に対し、畏怖の念があり、教会領を侵入、略 奪しなかったからである。

教会に逃げ込まなかったローマの中小農民は、有力な領主に土地を献上し、 保護を求めた。

このことは、農業生産物が凶作のとき、中小農民が自己と家族の生活を守る ために、大土地所有者に保護を求め、大土地所有者に自己の土地を寄進、販売 していたことによる²²⁾。

一方、攻め込んで行ったゲルマン民族は、貴族と従士との間に、統制の取れ た社会的身分構造を形成していた。

すなわち、5世紀、ゲルマン民族社会では、貴族が従士を保護するため、従

¹⁸⁾ Cf. Carl Stephenson and Bryce Lyon, Mediaeval History, op. cit., p. 160.

¹⁹⁾ Robert S. Holy and Stanley Chodorow, Europe in the Middle Ages, op. cit., p. 360.

²⁰⁾ Merrian Webster, Webster's Third New International Dictionary of the English Language Unabridged, in Philip Babcock Gove and the Merrian-Webster Editorial Staff, eds., Reprinted of 1961, ed., G. & C. Merrian Company, Publishers, 1981, p. 203.

²¹⁾ Richard Koebner, "The Settlement Colonization of Europe", in M. M. Postan, ed., The Cambridge Economic History of Europe, Vol. 1, The Agrarian Life of the Middle Ages, Second Edition, Reprinted of 1966, ed., Cambridge University Press, 1971, p. 48.

²²⁾ Robert S. Holy and Stanley Chodorow, Europe in the Middle Ages, op. cit., p. 19.

士に衣食を与え、従士は、その反対給付として、貴族に忠誠を誓い、軍事奉仕を行うという、主従関係ゲホォルクシャフト(ドイツ語:Gefolgschaft、ラテン語:コミタツス Comitatus:従士制)が、成立していた²³⁾。

この5世紀の社会的身分関係、従士制Gefolgschaft: Comitatusは、後の政治、 経済制度、フェダリズムの1要素となった。

395年、テオドシウス帝は、死の間際、ローマ帝国を東西に、2人の息子に分領し、統治を委ねた。すなわち、東ローマ帝国を、長男アルカディウス (Arcadius, 377-408、東ローマ皇帝 395-408) に、西ローマ帝国を、2 男ホノリウス (Honorius, 380-423、西ローマ皇帝 395-423) に委ねたのであった。

375年から始まった第1次ゲルマン民族の大移動、この大移動浸入があまりにも大群であったため、ついに西ローマ皇帝ホノリウスは、属州ブリタンニアでの統治をやめ、407年、属州ブリタンニアから撤退し、ローマに帰ることにした。

この "407年のローマ人の撤退" により、ブリタンニア内に、ゲルマン民族、 すなわち現デンマークやドイツからのジュート族 (the Jutes)、アングル族 (the Angles)、サクソン族 (the Saxons) が、大群をなして侵入してきた。

なお、この3民族のうち、ブリタンニア内にかなり多く侵入してきたのは、アングル族と、サクソン族であった。したがって、ブリタンニアに浸入してきた民族は、この3民族を総称して、アングロ=サクソン人(the Anglo-Saxons)ということができる。

また、このラテン語読みのブリタンニア(Britannia)が、407年のアングロ = サクソン人侵入後、英語読みのブリタニアになった。

ホノリウス帝の決断は、属州ブリタンニアでのゲルマン民族の侵入が、配備 している自己ローマ軍だけでは対処しきれなかったことと、税収を確保、さら にヨリ多い税収を確保するための新しい属州を求めてのことであった。

それ故、5世紀、西ローマ帝国末期、このゲルマン民族の侵入に対し、西ロー

^{23) ·} Carl Stephenson and Bryce Lyon, Mediaeval History, op. cit., p. 52.

[·] Robert S. Holy and Stanley Chodorow, Europe in the Middle Ages, op. cit., pp. 82-3.

マ帝国は、帝国維持のために、莫大な戦費を調達しなければならなかった。 戦費の大部分は、重装歩兵の増強であった。

この軍隊増強のためには、当然、都市の大土地所有者、中小の土地所有者に 負担を、強いらなければならない。この負担が、都市への重税へとなった。

治安悪化と、行政費増大をまかなうための重税により、大土地所有者が都市 を離れ、地方に移り住むようになった。

結果的に、ローマ都市が没落して行き、ローマ帝国の属州であった北ガリア 地方²⁴⁾の大土地所有者が、西ローマ帝国の統治から離反するようになった。

この離反により、帝国領内に多くのゲルマン民族が侵入し、476年、西ローマ帝国が滅んだ。

・フランク王国

a メロヴィング王朝 (500-751)

5世紀末以降になると、温暖で農産物の生産に適した北ガリア地方は、サリ = フランク族(Salian Franks)を支配していたメロヴィス(Merovius)が統治するようになり²⁵⁾、そして、メロヴィスの孫クロヴィス1世(Clovis I,481-511)が、481年に、メロヴィング王朝(Les Mérovingiens)を開始させ、フランク王国(Royaume des Francs)²⁶⁾を創設した。

そこでは、牧畜生活をやめて、農耕生活を始めるフランク人が多くなり、そのフランク人が、メロヴィンク王朝の経済基盤を築き上げていった。

また、496年、今までキリスト教アリウス派であったクロヴィス1世が、キリスト教アタナシウス派=カトリックに改宗したことにより、サリ=フランク族とローマ教会との結び付きが強くなり、より一層、メロヴィング王朝を安

²⁴⁾ 北ガリア地方は、フランク王国の中心都市であり、その後、ノルマンディーになり、 フランス国家になった。

²⁵⁾ J. R. Moreton Macdonald, A History of France, Vol. 1, op cit., p. 42.

²⁶⁾ ゲルマン民族のうち、最も権力を持ち、発展して行ったのは、フランク族である。5 世紀末、フランク族のクロヴィスが、全フランク族を統一し、ガリア地方に、フランク 王国を建設した。

定、発展させた。

6世紀以降になると、このフランク人の中に、より多くの直営地を所有し、ローマ帝国の遺産であるマナー(manor:荘園)の領主になったり、逆に土地を得られなく、荘園領主の保護下に入り、保有農になったりする者が現れてきた。

このことは、メロヴィング王朝時に、荘園領主・保有農民間の支配隷属関係、マナー=システム(manorial system:荘園制度)が存在したことを意味し²⁷⁾、 そして、フランク王国に、農耕経済が発展したことをも意味する。

クロヴィス 1 世の死後 (511年)、フランク王国は、分割相続による分裂 (511年)、統一 (613年)、分割相続による分裂 (622-678年) を、繰り返し、そして再統一を果たしたのが、カロリンガ家のペパン 2 世 (Pépin Ⅱ, le Gros Pépin, Pépin d'Héristal, c. 635-714) であった。

この当時は、メロヴィング家テウデリヒ 3 世 (Theuderich Ⅲ, illegitimate son of Clovis Ⅱ, 670-691) 治世であり、ペパン 2 世は、王領を管理し、王党軍を指揮する宮宰 (Major domus) であり、フランク王国で、最大で最高の実権を握っていた人物である。

フランク王国の国王は、テウデリヒ3世であるが、なぜ、宮宰ペパン2世が、 王国内で実権を握っていたのであろうか。

それは、当時のゲルマン社会の慣習として、分領相続が行われていたからである。この慣習に従うと、王位は世襲制であったが、王国は, たびたび小国に分裂した。

王国が小国に分裂するということは、大土地所有者である世襲貴族が、着実に王国内で実権を握り、自己のマナーを拡大させていったということである。この貴族の中には、デューク(公爵:Duc; Duke)、コート(伯爵:Comte; Earl)といった王国の地方官職になる者が現れ、軍事的には、国王よりも上位

²⁷⁾ Hans-Werner Goetz, "Social and Military Institution", in Rosamond Mckitterick, ed., *The New Cambridge Medieval History*, Vol. 2, c. 700-c. 900, Cambridge University Press, 1995, p. 474.

に立っていった。

国王は、常備軍を持っていなかったため、有事の際は、この公爵や伯爵の指揮する軍事力に頼らなければならなかった。

一方、教会や修道院は、国王、公爵、伯爵から土地の寄進を受け、大土地所 有者である貴族になっていった。

なお、ブリタニアでは、アングロ=サクソンの浸入以来、キリスト教が廃れたものの、597年、教皇の使徒、修道院長アウグスティヌス(Augustinus Cantobriensis.(?)-604)の布教以来、再びキリスト教が復活した。

なお、このアングロ=サクソンの浸入以来、ブリタニアでは、行政組織としての身分的位階制度、すなわち国王を頂点とする以下の身分的ヒエラルヒーが発展した。

・行政組織のヒエラルヒー

キング (the King:国王) →セイン (the Thegnes; the Thanes:世襲貴族、軍人、

このセインの中から、有能な数人がエアルダーマン the Ealdormen 地方豪族:伯領になり、後にアール Earl 伯と呼ばれた) \rightarrow カールス(the Churls:自由小作人、自由民、兵士) \rightarrow スレイヴ(Slaves:奴隷、アングロ=サクソン後期に、このスレイヴ slave とスロール thrall とが上昇し、半奴隷的身分になった者:ヴィレン villeins:農奴)

8世紀初め、イベリア半島から、イスラム軍が、フランク王国に侵入し、フランク王国が危機的状態に置かれた。

この危機的社会の中で、弱者は、自分の身を守るために、強者に、保護を求めるという主従関係、すなわち従士制 Gefolgschaft: Comitatus が発展した。

従士制 Gefolgschaft: Comitatus、すなわち弱者は、自分の身を守るために、 持っていた土地を、強者に差し出し、強者に忠誠を誓い、軍事的サーヴィスを 行うという契約を交わし、強者の傘下に入るということである。

この8世紀のイスラム軍浸入による、危機的状況において、初めて行政組織 としての国王を頂点とするヒエラルヒーと、教会組織としてのローマ教皇を頂 点とするヒエラルヒーとが、完成した。

この危機的状態を救ったのが、宮宰であるペパン2世の子カール=マルテル:Karl Martel;シャルル=マルテル:Charles Marter, c. 688-741)である。 732年、宮宰カール=マルテルは、トゥール=ポワティエ間の戦い(Bataille de Tours-Poitiers)で、イスラム軍を撃破し、フランク王国を救った。そして、 それと共に、カール=マルテルは、キリスト教世界(ローマ=カトリック教)をも救った ²⁸⁾。

カール=マルテルが勝てた要因は、騎士たちの戦闘意欲を、高めたことに あった。

その騎士たちの戦闘意欲を高めるために、カール=マルテルは、まず始めに、 従士制 Gefolgschaft: Comitatus を強化するために、自己の王領地 1 部と、多く の諸侯領、教会領を徴発した土地とを、恩貸地 Beneficium として、騎士たち に貸与した。

この8世紀になると、ローマ法、恩貸地制 Beneficium が、「中小農民が、教会から保護を得るために、自己の土地を教会に寄進し、そしてその後、使用権を付した同じ土地を、貸与してもらう」のではなくて、「領主に対し、軍事奉仕を行う代わりに、土地を貸与してもらう」というような義務契約に変わってきた²⁹⁾。

このことは、対内外の戦争後、戦争に活躍した家臣に対して、王から、恩賞として、乗馬1頭や甲冑1式を頂くのではなく、ベネフィス Benefice (ベネフィキウム Beneficium: 恩貸地制、封土)を、頂いたことからもわかる³⁰⁾。

なお、この恩貸地制 Beneficium が、契約義務として、はっきりと現れてきたのは、8世紀以降のカロリンガ朝になってからである³¹⁾。

この時期の恩賞としての、恩貸地制Beneficiumが、後の政治、経済体制フェ

²⁸⁾ Cf. J. R. Moreton Macdonald, A History of France, Vol. 1, op cit., p. 56.

²⁹⁾ Hans-Werner Goetz, The New Cambridge Medieval History, Vol. 2, ibid., pp. 472-3.

³⁰⁾ Edward Gibbon, *The History of the Decline and Fall of the Roman Empire*, Vol. 3, Reprinted of 1781, ed., Routledge, 1997, p. 593.

³¹⁾ Hans-Werner Goetz, The New Cambridge Medieval History, Vol. 2, op., cit., p. 472.

ダリズムの1要素となった。

領主という身分関係に属するものは、王を、諸侯、騎士である。

王は、最高位の支配者として、すべての土地を所有し、その土地の1部を諸 侯たちに保有させる。

また、諸侯は、土地の1部を、騎士たちに保有させる。

つまり、王を頂点としたこの領主の政治、経済的身分制度は、レーンスヴェセン(Lehenswessen: レーン制度、封建制度)である 32 。

751年、キリスト教世界を救ったカール=マルテルの子、ペパン3世 (Pépin II. le Bref, Pippn der Jungere, 751-768) が、カロリンガ王朝を創始した。

b カロリンガ王朝 (751-843)

カロリンガ王朝では、広大な領地を所有している王と、それに匹敵するぐら いの領地を持っている大諸侯は、軍事的リーダーである³³⁾。

その王と、大諸侯たちが、マナーを経済基盤にして、その上に、4世紀末、ローマ法の恩貸地制 Beneficium と、5世紀、ゲルマンの従士制 Gefolgschaft とを、組み合わせて、政治、経済的身分制度レーンスヴェセンLehenswessen、つまりフェダリズムを築き上げていった³⁴⁾。

カロリンガ王朝の政治、経済的身分制度、すなわちフェダリズム社会は、以 下の人びとから成り立っていた。

・封建制の国王は、忠誠を誓った諸侯に、所有している土地を貸与する。

貸与された土地fief (封土)を保有した諸侯は、その代償として、国王に租税と騎士 (軍事力)を提供する³⁵⁾。国王は、大諸侯よりも、やや大きな領地を持っているだけで、権力が弱かった。国王の財政を支えていたのは、大諸侯からの上納金・租税であり、軍事的には、大諸侯の家臣団・騎士に支えられていた。

³²⁾ Cf. Hans-Werner Goetz, The New Cambridge Medieval History, Vol. 2, ibid., p. 472.

³³⁾ David Whitton, "The Society of Northern Europe in the High Middle Ages", in George Holmes, ed., *The Oxford Illustrated History of Medieval Europe*, Reprinted of 1988, ed., Oxford University Press, 1993, p. 121.

³⁴⁾ Robert S. Holy and Stanley Chodorow, Europe in the Middle Ages, op. cit., p. 212.

³⁵⁾ Robert S. Holy and Stanley Chodorow, Europe in the Middle Ages, ibid., p. 210.

封建制の国王は、絶対王政の権力行使が、無制限の最高・独立・絶対権力である「主権」に対して、制限付き権力である「大権」であった。

封建制の国王の権力が、絶対王政の権力と比べて弱かったのは、フェダリズム社会の社会構造そのものが、「分権」であった、からである。

・諸侯は、忠誠を誓った騎士に、保有している土地を貸与する。

貸与された土地 fief (封土)を保有した騎士は、その代償として、諸侯に擁護と軍事的サーヴィスを提供する。諸侯は、法的に認められていたインムニテート (Immunität、Immunity: 国王介入禁止特権)を行使することによって、所領内の軍事、法律、政治、経済を、厳格に統制していた³⁶⁾。

言い換えると、この国王介入禁止特権Immunitätの行使により、諸侯は、所領内の行政を、国王より介入されなくなり、所領内の治安を維持することができた。

諸侯が、この国王介入禁止特権Immunitätを行使できたのは、フェダリズム 社会が、「分権」であり、国王が、制限の多い「大権」しか、行使できなかっ たからである。

・騎士は、農奴に、保有している土地を貸与する。

貸与された土地 fief (封土) を保有した農奴は、その代償として、騎士に農産物と要求されたサーヴィスを提供する。

この農奴は、諸侯の所領を形成しているマナー(manor:荘園)で働いている不自由な身分の者である。農奴は、諸侯の生活基盤である封建地代(小作料)、すなわち生産物や賦役(労働力)を、諸侯に提供しなくてはならなく、また、諸侯の裁判権に服し、様々な賦課租税を負担しなければならなかった。

また、農奴は、当然、教会に対して、生産物の収益10分の1税を、支払わなければならなかった。

ここで1つ注意しなければならないことがある。それは、国王と騎士との関係であるが、騎士は、直接、国王に忠誠を誓っていないということである。

³⁶⁾ Cf. Carl Stephenson and Bryce Lyon, Mediaeval History, op. cit., p. 157.

このことは、国王が有事の際、騎士は、駆けつけなくても良いということで ある。

ただし、諸侯が、国王のため駆けつける場合は、騎士は、諸侯の身の安全だけを考えて、諸侯に伴わなければならない。というのは、騎士にとって、忠誠を誓った直接の君主が、諸侯であったからである。

つまり、「家臣は、下臣であるが、家臣の下臣は、下臣ではない」ということである。

その諸侯たちが保有している領地は、王領よりも広大で、単一地方に集中していたため、諸侯たちは、かなりの権力を有していた。

このことは、フェダリズム社会が、分権であることを意味しているのである。 広大な領土を所有しているフランク王国は、ペパン3世の子カール1世 (Karl I, der Gross、シャルルマーニュ: Charlemagne le grand, フランク王 768-814、皇帝800-814)後、子供や孫たちの間で、王国の分割相続問題で、王 国が分領された。

すなわち、843年のヴェルダン条約 (Traité de Verdun) ³⁷⁾ で、さらに 870年のメルセン条約 (Traité de Meersen) ³⁸⁾ で、フランク王国が 3 分領された。 具体的には、東フランク王国(現ドイツの基礎)、イタリア王国(現イタリアの基礎)、西フランク王国(現フランスの基礎)である。

この西フランク王国に、987年、フランス公ユーグ=カペー (Hugues Capet, duc de France, 938-c. 96) が即位し、カペー朝を創始し、フランス王国を誕生させた。

・フランス

フランス王国のフェダリズムでは、国王フィリップ1世が、フランスのすべての土地を所有し、その封建的家臣であるギヨーム2世が、ノルマンディー公国の土地を保有していた。

³⁷⁾ J. R. Moreton Macdonald, A History of France, Vol. 1, op. cit., p. 82.

³⁸⁾ J. R. Moreton Macdonald, A History of France, Vol. 1, ibid., p. 86.

フランス王フィリップ1世は、すでに最高位の支配者であり、土地 fief (封土) を媒介として、諸侯、騎士、農奴への権力委任、すなわちヒエラルヒー (Hierarchie: 位階制) 社会を構成していた³⁹⁾。

また、ノルマンディー公国においても、フランス王の行政組織と同様であった。

・ノルマンディーにおける行政組織のヒエラルヒー

ノルマンディー公(デューク Duc:公爵) \rightarrow バロン(Baron:国王から 直接に封fiefを受けている貴族:諸侯) \rightarrow ナイト (Knight: 騎士) \rightarrow サーフ (Serf: 土地と領主とに緊縛された農民:農奴)

だが、そのギョーム 2 世が保有する土地、ノルマンディー公国の土地は、単一地方に集中しており、広大であった。

また、フランス王国のフェダリズムでは、王に対し、忠誠を誓い、'臣従の礼'を尽くすのは、直属の家臣、大諸侯たちだけである。大諸侯の家臣である 騎士たちは、王に対し'臣従の礼'を尽くす必要がなかった。

フランス国王が有事に際であっても、公国の騎士たちは、軍事的奉仕をする 必要がなかった。

つまり、「家臣は、下臣であるが、家臣の下臣は、下臣ではない」ということである。

ルマンディー公国でも同様で、ギヨーム2世は、フランス国王フィリップ1世に対し、'臣従の礼'を尽くさなければならなかった。また、ギヨーム2世の家臣、騎士たちは、フランス国王に対し、'臣従の礼'を尽くす必要がなかった。

フィリップ1世が有事に際であっても、ノルマンディー公国の騎士たちは、 軍事的奉仕をする必要がなかった。

つまり、「家臣は、下臣であるが、家臣の下臣は、下臣ではない」ということである。

言い換えると、ノルマンディー公国の騎士たちは、国王フィリップ1世に対

³⁹⁾ J. R. Moreton Macdonald, A History of France, Vol. 1, ibid., p. 73.

して、軍事的奉仕をしなくても、罰せられることはない、ということである。 だが、この公国の騎士たちは、直属の君主であるノルマンディー公の有事の 際、軍事奉仕をしなければ、当然のこと罰せられる。

この公国の騎士たちが、フランス国王に対し'臣従の礼'を尽くさなかった 理由は、大諸侯たちの領地に比べ、王領が少なく、王権が弱く、権力の下方委 任が徹底していなかったからである。

言い換えると、フランス王国では、王領よりも、集中した広大な土地を保有 している封建的家臣、大諸侯たちの方が、王権よりも強い権力を持っており、 各公国を、独立国のように支配していたからである。

・イングランド

フランス国内で、各公国が、独立国のように存在していた中、ノルマン ディー公口ベール1世の庶子として、ギヨーム=バタールが生まれた。

ギヨーム = バタールは、1035年7月3日、父ロベール1世から、ノルマンディーを受け継ぎ、ノルマンディー公ギヨーム2世になった。

20代半ばノルマンディー公ギヨーム2世は、フランドル伯ボードゥアンの娘マティルダ(Matilda of Flanders)と結婚しようとした。

だが、この結婚は、ギョーム 2世とマティルドが、いとこ同士に当たるため、 ローマ法王は、宗教上違法とし禁止した。

だが、この結婚は、1053年に、強行された。

そこで、ギョーム2世は、ローマ法王の許しを得るために、カーン(Caen)に、アベイ=オ=ゾム(Abbaya aux Hommes: Men's Abbey、男子修道院、後のサン=エティエンヌ Ste. Etienne)と、アベイ=オ=ダーム(Abbaya Dames: Women's Abbey、女子修道院、後のサン=トリニート Ste. Trinité)という 2 つの修道院を、建立するという条件で、赦免してもらった。

この赦免は、当時ローマの最高権力者であった司教ヒルデブランド (Hildebrand、その後 Gregorius WI: 法王グレゴリウス 7 世) が、ローマ法王 に働きかけ、実現したものであった。

なお、この赦免の実現にあたり、陰で積極的に動いてくれたのは、ノルマンディーのベック (Bec) 修道院長ランフランク (Lanfranc, c. 1010-1089:後のキャンタベリー大司教 1070-1089) であった。

その後、ノルマンディー公ギヨーム2世は、血縁関係にあり、そして当時イングランド王であったエドワード証誓王(Edward the Confessor, 1042-1066)との王位譲渡の約束を履行するために、軍備を整えてイングランドに向かった。その向かった結果が、ヘイスティングズの戦い(the Battle of Hastings)になった。

1066年10月14日、午前9時に始まったヘイスティングズの戦いに勝利した ノルマンディー公ギヨーム2世は、イングランドでの自己の立場を、法的に確 固たるものにするために、1066年12月25日、ウェストミンスター=アベイで、 戴冠式を挙げ、イングランド王ウィリアム1世になった⁴⁰⁾。

この時点で、ウィリアム1世は、父ロベール1世から受け継いだノルマンディー、そして自ら勝ち取ったイングランドの支配者になった。

また、ウィリアム1世が、イングランド王として戴冠した時点で、イングランドとフランスとの間に、政治、経済上の複雑な関係が生じた。

というのは、ウィリアム1世が、イングランドの最高位支配者、国王になったと同時に、フランスでは、依然と、フランス国王の家臣であったからである。

この政治、経済的上の複雑化な関係を、さらに複雑化させたのは、イングランドと、ノルマンディーに土地を保有している封建的家臣である大諸侯たちの立場である。

イングランド王に即位したウィリアム1世は、ロンドンの治安を守るため に、1つの要塞(後のロンドン塔)を築造した。

ウィリアム1世は、ロンドン近辺の平穏を確認したうえ、イングランドの南東部を、弟である、バイユーの司教オドー (Odo, Bishop of Bayeux, c. 1036-

⁴⁰⁾ George Burton Adams, "The History of England: from the Norman Conquest to the Death of John (1066-1216)", in William Hunt and Reginald L. Poole, eds., *The Political History of England*, Vol. 2, Reprinted of 1905, ed., AMS Pres, Kraus Reprint Co., 1969, p. 8.

1097) に委ね、北部を、宰相ウィリアム=フィツ=オズバン (William Fitz Osbern) に委ね、ノルマンディーに帰国した⁴¹⁾。

だが、ケント州は、司教オドーの専制政治により、反乱を起こした420。

ウィリアム 1 世は、支配者・イングランド王としての法的な立場を、ウェストミンスター=アベイで確保したものの、現実的には、アングロ=サクソン人のアール(Earl:伯)、セイン(Thegn;Thane:職業的軍人、騎士)によって、激しい抵抗にあった 43 。

このイングランドのアングロ=サクソン人のアール、セインたちが、ウィリアム1世に抵抗ができたのは、経済基盤である広大な土地を所有していたからであった。

そこで、この抵抗を、少しでも弱体化させるために、ウィリアム1世は、イングランドのすべての土地を、自己に集中、所有させる政策、すなわち土地改革を、実行することにした。

いわゆる、ウィリアム1世独自の行政改革である。

具体的には、まず始めにウィリアム1世は、ウェストミンスター=アベイでの戴冠後、すぐに、自国イングランドの軍隊を、厳格に統制し⁴⁴⁾、その軍隊で持って、ヘイスティングズの戦いで、敵であった前イングランド王ハロルド2世(Harold II, c. 1020-1066, 王位1066. 1-10)の領地、その家臣アングロ=サクソン人のアール(伯)、セイン(職業的軍人、騎士)の領地を、すべて取り上げた。

また、その後、各地で単発的に勃発した反乱に対しても、反乱を企てたアールの領地を、すべて取り上げた⁴⁵。

ウィリアム1世は、その取り上げた領地を、自分の直臣であるバロン

⁴¹⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, ibid., p. 24.

⁴²⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, ibid., p. 26.

⁴³⁾ Cyril E. Robinson, *England: A History* of British Progress from the Early Ages to the Present Day, Thomas Y. Crowell Company, 1928, p. 46.

⁴⁴⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., p. 11.

⁴⁵⁾ George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol. 2, *ibid.*, p. 13.

(Baron: 貴族、諸侯) たちに、自分に対する軍事奉仕と引き換えに、貸与として分け与えた。

ウィリアム1世は、これらの取り上げた領地を基盤として、ノルマンディーで成果を上げていた政治、経済制度の封建法(the Feudal Law)を持ち込んだ⁴⁶⁾。 つまり、フェダリズム(Feudalism:封建制度)を導入である。⁴⁷⁾。

要するに、ウィリアム1世は、イングランドでの自己の権力を集中させるために、ノルマンディー人のバロン(Baron:諸侯)や、ナイト(Knight:騎士)が、アングロ=サクソン人のアール(Earl:伯)や、セイン(Thegn;Thane:職業的軍人、騎士)を、政治、経済、行政の中枢部から追い出し、フェダリズムを導入したのである。

ただし、その貸与の仕方は、集中した広大の土地の貸与ではなくて、小片で 分散した形の貸与であった⁴⁸⁾。

このことは、当然、ウィリアム1世は、バロンやナイトが、集中した広大の 土地を、保有すると、将来、自分の権力に対して、脅威になることを知ってい たからである。

また、ウィリアム1世は、イングランドに、ノルマンディー公国内で行っていた政治、経済的制度、つまりフェダリズムを導入することによって、権力の下方委任を、法的に徹底的に行い、名実と共に最高位の権力者になろうとしたのである。

いわゆる、ウィリアム1世独自の行政改革である。

つまり、「家臣は下臣であり、家臣の下臣も、下臣である」ということである。 言い換えると、国王ウィリアム1世が危機的状況にあったときは、バロン、 およびナイトも、軍事奉仕をしなければ罰せられる、ということである。

このような権力の下方委任が徹底的に行うことができたのは、ウィリアム1世が、各地に点在していたアングロ=サクソン貴族たちの領地を、年々徐々に、

⁴⁶⁾ David Hume, *The History of England*; from the Inversion of Julius Caesar to The Revolution in 1688, Vol. 1, Reprinted of 1778, ed., Liberty Classics, 1983, p. 203.

⁴⁷⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., p. 14.

⁴⁸⁾ Cyril E. Robinson, England, op. cit., p. 50.

法的に奪取し、その奪取した小片の土地を、小片のまま直属のバロンたちに、 貸与していくことができたからである。

ウィリアム1世が、点在していた土地を、点在したままの形の小片で、バロンに貸与したのは、バロンたちの権力を分散させ、彼らに巨大な権力を持たせるべきではないと、すでに学習していたからである。

また、ウィリアム1世は、アングロ=サクソンのアールやセインの反乱を防止するために、6つのグレート=アールダム(Great Earldoms:大伯領)を解体させて、丘陵の上、人工的なモット(motte:小丘、築山)の上などに、アングロ=サクソン農民を、強制的に土木作業に徴用し、要塞や城郭を築造した。さらに、重要拠点に築造された要塞や城郭は、スコットランドからの浸入、

さらに、重要拠点に築造された要塞や城郭は、スコットランドからの浸入、 外海からの侵略に対して、防衛と攻撃の要素をも兼ね備えていた⁴⁹。

例えば、1066年9月28日、ノルマンディー公ギョーム2世(ウィリアム1世)が、イングランドを征服するために、ヘイスティングズの西南ペヴェンジー(Pevensey)に上陸し、ヘイスティングズで、軍備を整えるために、人造の小さな丘陵に築造した木造の要塞、ヘイスティングズ城である⁵⁰⁾。

また、北からの浸入に対し、簡単な盛土と木材の防衛施設を築造した城郭、 ヨーク城である⁵¹⁾。

さらに、ウィリアム1世は、小片で分散した土地、封土の貸与を、またその 封土からの租税の徴収を確実に行うために、国境のすべての各シャイア (shire:州)に、1人のシェリフ(sheriff:州長官)を任命した。このシャイ アは、これ以降カウンティ(county)と呼ばれるようになり、シェリフは、租 税の徴収と、裁判所の長官たる権利が与えられた。

⁴⁹⁾ Brian Golding, Conquest and Colonisation: The Normans in Britain, 1066-1100, Revised edition, Reprinted of 1994, ed., Palgrave, 2001, p. 127.

^{50) ・}人造の小さな丘陵に木造の要塞、ヘイスティングズ城の築造の様子は、バイユーの タペストリー(La Tapisserie de Bayeux)の第45場面から46場面の中間に見ることが できる。

[·] Brian Golding, Conquest and Colonisation, op. cit., p. 130.

^{51) ·} Brian Golding, Conquest and Colonisation, ibid., p. 130.

[·] George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., pp. 34-35.

ウィリアム1世は、中央集権としてのシェリフの権力を強化させると共に、アングロ=サクソン時代から続いていた荘園領主・保有農民間の支配隷属関係、マナー=システム(manorial system:荘園制度)を、解体させずに、一層の強化を図った。

これらのことも、ウィリアム1世の行政改革である。

また、ウィリアム1世は、イングランドでのフェダリズムを強化するため に、つまり王権を強化するために、宗教面においても、改革を試みた。

すなわち、教会の司祭や修道院の修道士に空きが出ると、必ずウィリアム1 世は、アングロ=サクソン人以外の者を登用した。

具体的には、前イングランド王ハロルド2世治世当時からキャンタベリー大寺院の大司教の座にあり、また反ローマ教皇派であったスタイガンド (Stigand, 1052-1070) を、1070年に罷免し、その後任の大司教座に、イタリア人で、有能な法律家、政治家、外交官である司教ランフランク (Lanfranc, c. 1010-1089: 大司教 1070-1089) を、ノルマンディーから呼び寄せ、登用したことである 5⁵²。

このような登用には、3つの理由がある。

- 1. アングロ=サクソン人の教会や修道院の領地は、アールの領地と同じくらい保有しており、権力も持っていたからである。
- 2. アングロ=サクソン人よりも、高い文明と文化を兼ね備えた外国人・ノルマンディー人の方が、全イングランド国民のためになるからである。
- 3. 同じ出身地のノルマンディー人を、自分自ら登用した方が、指揮、命令しやすいからである。

1072年、キャンタベリー大寺院とヨーク大寺院との、最高位司教を巡る争いに関して、ウィリアム1世は、キャンタベリー側に肩入れをして、キャンタベリーの大司教を、第1位大司教とした⁵³⁾。

⁵²⁾ F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England*, Third Edition, Reprinted of 1971, ed., Oxford University Pres. 2001, p. 663.

⁵³⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., p. 44.

ランフランクのキャンタベリー大司教への登用、およびイングランド教会のうち、キャンタベリー大司教を第1位司教にしたことにより、ウィリアム1世は、叙任権(Investitures:教会の指導的責務ある人物を任命する権限)、具体的には司教叙任権を握った。

また、ウィリアム1世は、排他的なフェダリズムを行うために、少なくとも イングランドの宗教、政治、経済に影響を与えるローマ法王による干渉を、な くするようにした。

結果的に、今まで宗教、政治、経済面で高い地位についていたアングロ=サクソン人のアールたちは、ウィリアム1世によって、その地位を、しだいに失っていった。

それに代わって、高い地位に就いていったのは、ウィリアム1世の家臣であるノルマンディー人のバロンたちであった。

だが、イングランドで高い地位に就いたノルマンディーのバロンの中には、 ノルマンディーで、デューク(Duc:公爵)に相当する地位を有する者がいた。 このノルマンディー出身のバロンは、当然イングランド内においても、ノル マンディーと同様の地位と待遇を要求してくる。

結果的に、1075年イングランド内で、ウィリアム 1世 vs. ノルマンディーのバロンという内乱が生じた⁵⁴⁾。

この内乱を、ウィリアム1世は、アングロ=サクソン人の支援を得て、平穏 無事に収めることができた。

ウィリアム1世は、反乱を起こしたバロンの土地を収奪し、そして、その収 奪した土地を、再びバロンに、小片で分散した形で貸与した。

この時、ウィリアム1世は、当然、バロンに、領地と権力とを、必要以上に 持たせるべきではない、ということを、すでに学習していた。

なお、その後、1082年、ウィリアム1世の弟であり、ケントのアールでもあり、バイユーの司教オドーが、次第に軍事力を持ち始め、ウィリアム1世に反抗し始めた。

⁵⁴⁾ David Hume, The History of England, Vol. 1, op. cit., p. 211.

そこで、ウィリアム 1 世は、ケントのアールである司教オドーを更迭し、牢獄に幽閉した $^{55)}$ 。

さらに、その後、再びノルマンディーのバロンによる反乱が勃発した。その反乱を企てた者の中に、ノルマンディー公領を与えられることになっていた、ウィリアム 1 世の長男ロベール(後のノルマンディー公口ベール 2 世:Robert II, 1054 (?)-1134、在位:1087-1105)もいた 560。

そこで、ウィリアム1世は、このバロンたちの権力を増大させないために、 言い換えると、大諸侯から租税を徴収するために、1085年、彼らの資産の正確 な数値を把握する、経済調査を命じた。

この経済調査は、大諸侯たちの資産だけではなく、イングランド全土の国民 の資産に対して行われた。

この経済調査結果は、1086 年ドゥームズデイ=ブック(The Domesday Book)と呼ばれる 2 冊の国勢調査簿になった 577 。

この2冊の国勢調査簿ドゥームズデイ=ブックは、大諸侯たちの軍事費蓄財を阻止するために、すべてのイングランド国民の正確な経済資産を把握することによって、国民から正確で平等な租税を徴収することを、目的としていた。このドゥームズデイ=ブックが完成されるということは、当然、政治、経済的制度であるフェダリズムが、強化されるということである。

このようにして、ウィリアム1世は、王領を拡大し、王権を増大し、今までのイングランド王よりも、名実とともに、最高位の支配者になろうとしたのである。

Ⅲ 王位継承

イングランドでは、順調な統治を行っていたウィリアム1世だが、ノルマンディーでは、状況が異なっていた。

⁵⁵⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., p. 65.

⁵⁶⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., p. 66.

⁵⁷⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, ibid., p. 67.

というのは、独立国のように自分の公国を支配していた、フランスの封建大 諸侯たちが、強力な権力を保持し、広大な土地を所有し、保有するノルマン ディー公国のギヨーム2世、すなわちウィリアム1世をねたみ、ことあるごと に、他の大諸侯が戦いを挑んできたからである。

このようなフランスでの状況下で、ウィリアム1世は、イングランドで、有事を含めて何か特別な事情がない限り、ノルマンディーに滞在し、監視に勤めなければならならなかった。

1087年7月、ウィリアム1世は、自己が主張する領土、マンテ (Mantes) を 奪回するために、フランス王フィリップ1世が全面的に支援した反乱者・長男 ロベールと交戦状態に入った 589。

そして、マンテを奪回したものの、ウィリアム1世は、急な坂道での落馬というアクシデントに見舞われ、体に深い傷を負い、瀕死の状態になった。

この瀕死の状態を癒すために、ウィリアム 1世は、ルーアン(Rouen)郊外のサン=ジェルヴェ(St. Gervase、St. Gervais、St. Gervas)修道院に連れて来られた 59 。

5週間たっても、良くならない傷、生命をも脅かしている落馬による傷。このことを知ったウィリアム1世は、ノルマンディーの故郷カーン(Caen)に行きたかった。

だが、その傷は、死をも予感させるほどになっていた。

死を予感したウィリアム1世は、サン=ジェルヴェ修道院で、ウィリアム1世に付き添っていた3男のウィリアム、4男のアンリ(Henri:後のヘンリー1世Henry I:Henry "Beauclerc")ヘンリー、そして高位聖職者、司教、親

⁵⁸⁾ John Gillingham, "The Early Middle Ages (1066-1292)", in Kenneth Morgan, ed., The Oxford History of Britain, Reprinted of 1984, ed., Oxford University Press, 1988, p. 127.

J. R. Moreton Macdonald, A History of France, Vol. 1, op. cit., p. 103.

⁵⁹⁾ David C. Douglas, General Editor, English Historical Documents, Vol. 2, 1042-1189, David C. Douglas and George W. Greenaway, Second Edition, Reprinted of 1953, ed., London and New York; Routledge, 1996, p. 303.

[·] David Hume, The History of England, Vol. 1, op. cit., p. 224.

しい血縁関係者たちの中で、遺言を述べた。

すなわち、フランス王フィリップ 1 世と行動を共にしている長男ロベールには、ノルマンディー、メーヌ(Maine)を、3 男ウィリアムには、王冠、すなわちイングランドを、分領、そして、4 男のアンリには、領土を与えることなく、銀 5,000 パンドをあたえた 60 。 さらに、ウィリアム 1 世は、弟オドーを赦免し、獄中から解放した 61 。

落馬による傷がもとで、瀕死状態になり、そして5週間後、ついにウィリアム1世は、サン=ジェルヴェ修道院で、1087年9月10日、明け方亡くなった⁶²⁾。 その後、ウィリアム1世の遺体は、忠誠心の厚い家臣により、ノルマンディーのカーン(Caen)、サン=エティエンヌ(Ste. Etienne、; セント=スティーヴン: St. Stephen)教会に運ばれ、埋葬された。

そのウィリアム1世の遺体は、石棺を壊すほど非常に太っていた⁶³⁾。 また、その石棺を壊した時、ウィリアム1世の遺体からの腐敗臭が、教会中に、

ウィリアム 1 世は、生前から美食家であり、晩年は、糖尿病になっていたと思われる 65 。

ウィリアム1世の遠征に付き添い、そして、サン=ジェルヴェ修道院で、死の床に伏しているウィリアム1世の遺言を聞いた、3男ウィリアムは、即、ロンドンに帰り、キャンタベリー大司教ランフランクの支持を得て、ウェストミンスター=アベイで、1087年9月6日、戴冠式を挙げ、イングランド王ウィリ

充満させた 64)。

⁶⁰⁾ Cyril E. Robinson, England, op. cit., p. 54.

⁶¹⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., pp. 74-75.

⁶²⁾ David C. Douglas, General Editor, English Historical Documents, Vol. 2, 1042-1189, Second Edition, op. cit., p. 304.

Gonge Burton Adams, The Oxford History of Britain, op. cit., p. 127.
George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., p. 71.

⁶⁴⁾ John Gillingham, The Oxford History of Britain, op. cit., p. 127.

⁶⁵⁾ ウィリアム1世の身体的特徴は、「身長約1.8m、耳ざわりな声でしゃべる、ずんぐり むっくりした肥満型、雄牛を打ち倒すことができるこぶし、"最も好戦的なバロンを抑 えることができる目"」であった。Plantagenet Somerset Fry, *The Kings & Queens of England & Scotland*, Reprinted of 1990, ed., A Dorling Kindersley Book, 1993, p. 25.

アム2世 (William II. 1087-1100) になった。

3 男ウィリアムが、病床の父ウィリアム1世を見取らなく、そくロンドンに帰ったのは、長男ロベールが、イングランドの王位を狙っていたからである。

イングランド王ウィリアム2世は、イングランドの治安を安定させるために、またフェダリズムを強化するために、父の弟であり、叔父のオドーを、復職させ、ケントのアールダム(Earldom:伯領)に就任させた⁶⁶⁾。

イングランドでは、ノルマンディー出身のほとんどすべてのバロンたちの反乱、そしてウィリアム2世の無教養、激しい気性により、治安悪化の時期を迎えた。

1088年のノルマンディー出身のバロンたちの反乱は、国王が代わることにより、前国王ウィリアム1世での過酷な徴税、フェダリズムから、脱却できると期待し、武装蜂起したのであり、このことは、当然の結果であった。

また、バロンたちは、激情3男ウィリアムのイングランド王位継承に反対 し、穏やかな長男ロベールの王位要求権を支持した。

このことは、3男ウィリアム2世よりも、長男ロベール2世の方が、おとなしい性格で、行政能力に長けていなかったからである⁶⁷⁾。

その反乱の首謀者は、ウィリアム 1 世の弟であり叔父である、バイユーの司 教オドー (Odo, Bishop of Bayeux, c. 1036-1097) であった⁶⁸⁾。

この反乱、治安悪化に対処できたのは、バロンに抑圧を受けていたイングランド家臣たちの忠誠小であった。

ウィリアム2世は、王室財政を豊かにするために、軍事と司法に関して、ヨ リ重税を課するフェダリズムを一層強化した。

フェダリズムを強化すればするほど、ウィリアム2世の立場は、強くなる し、また確実に安定した封建的課税収入が入ってくる。

言い換えると、ウィリアム2世は、身勝手な強欲で、自己が消費するものを

⁶⁶⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., p. 74.

⁶⁷⁾ Cf. Cyril E. Robinson, England, op. cit., p. 54.

George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., pp. 74-75.
David Hume, The History of England; Vol. 1, op. cit., p. 229.

増加させるために、フェダリズムをヨリ強化させ、ヨリ多くの貨幣を収奪しようとしたのである。

この貨幣のヨリ多くの収奪を考えたのは、ダラムの司教である、宰相ラナルフ = フランバード (Ranulf Flambard, bishop of Durham, d. 1128) であった⁶⁹⁾。

具体的には、1089年、キャンタベリー大司教ランフランクが亡くなると、ウィリアム2世は、キャンタベリー大寺院の大司教を、4年間、空位にし、その4年間に入ってくる教会収入を、王室財政に入れた⁷⁰⁾。

重税を課するフェダリズムの強化に対して、教会やバロンたちのストレスは、ヨリ溜まる一方であった。

イングランド王家を維持するためには、ウィリアム2世は、適した王であったが、イングランドの家臣にとっては、良い王とは言えなかった。

その4年間の後の1093年に、ウィリアム2世は、体調を崩し、神に救いを求めるために、キャンタベリーの大司教に、博学な聖善人アンセルム(Anselm, 1033-1109)を、任命した。

だが、ウィリアム2世は、体調が回復すると、身勝手な強欲が再び芽生え、 叙任権に関して、アンセルムと対立するようになり、1097年11月、アンセルムを国外追放(アンセルムの第1回目の国外追放)にした⁷¹⁾。

まさにウィリアム2世は、身勝手な強欲で、自己の消費のために、貨幣を集 精していた。

敬虔深いキリスト教徒である、長男のノルマンディー公口ベール2世は、イスラム教徒からエルサレムを取り戻すため、3男イングランド王ウィリアム2世に、ノルマンディー公領を抵当に入れ、銀10,000マルクを借り、1096年、第1回十字軍に参加した⁷²⁾。

ロベール2世が、ノルマンディーを抵当に入れてまでも、十字軍遠征のため

⁶⁹⁾ Cf. George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., p. 82.

⁷⁰⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, ibid., p. 83.

⁷¹⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, ibid., p. 108.

⁷²⁾ John Gillingham, The Oxford History of Britain, op. cit., p. 129.

の戦費を捻出したというのは、ロベール2世が敬虔なキリスト教徒であり、イングランドの教会側から、好感を持たれていた。

重税を課し、フェダリズムを強化することによって、嫌われたウィリアム2世、これに対し、敬虔なキリスト教徒であることによって、好かれたロベール2世、この相反する性格を持つ兄弟に対して、イングランドの教会やバロンたちは、ロベール2世の統治を支持した。

だが、彼らの支持も、イングランドの忠誠心の厚い家臣たちによって、打ち 消された。

この長男ロベール 2世の十字軍遠征中に、イングランドで重大な事件が起こった。

それは、1100年8月2日、4男アンリと共に、ニュー=フォレスト (the New Forest) に、狩猟に来ていたイングランド王ウィリアム2世が、その狩猟中に、同席していた、ノルマンディーのバロンであり、イングランドに居住する、ウォルター=ティレル (Walter Tyrre: Walter Tirel) が放った矢が、偶然に誤って胸に当たり亡くなった、ということである 73 。

ウォルター=ティレルは、自分が放った矢が、ウィリアム2世の胸を射抜いたことを確認すると、すぐに自分の馬に乗り、ノルマンディーに逃げた⁷⁴⁾。 十字軍の遠征から、ノルマンディーへの帰路の途中に、この訃報を聞いたロベール2世は、即、イングランド王に就こうと、帰国を急いだ。

だが、ロベール2世が、ノルマンディーに帰国したとき、すでに弟4男アンリが、1100年8月3日、ウェストミンスター=アベイで、戴冠式を挙げ、イングランド王へンリー1世に即位していた。

Ⅳ 行政改革

1100年8月2日、3 男イングランド王ウィリアム2世が、ニュー=フォレス

^{73) ·} C. Warren Hollister, Henry I, Reprinted of 2001, ed., Yale University Press, 2003, p. 103.

[·] George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., p. 111.

⁷⁴⁾ David Hume, The History of England; Vol. 1, op. cit., p. 245.

トで、ウォルター=ティレルの流れ矢で死した当日、4男アンリが、王室財宝の保管場所であるウィンチェスター(Winchester)に急ぎ、即、守衛に対し金庫の鍵を、手渡すように要求した。

これに対して、財宝長官ブリトーユのウィリアム (William de Breteuil) は、 拒否した⁷⁵⁾。

拒否の理由として、長男ノルマンディー公口ベール2世に、臣従の礼を誓っていた、ブリトーユのウィリアムは、3男ウィリアム2世の後の王位継承権は、長男口ベール2世にあり、4男アンリではない、としたからである⁷⁶⁾。

このブリトーユのウィリアムの拒否は、当時の忠誠心の厚い家臣としての妥 当な判断であった。

だが、結果は、イングランドのバロンたちの支持を得た、4男アンリが王室 財宝の鍵を、受け取った⁷⁷⁾。

4 男アンリが、すばやく戴冠式を挙行し、イングランド王に即位したのは、 アンリ自身財政の重要性を熟知していたからである。

その結果として、4男アンリは、すばやく即位し、イングランド王室の財宝 を確保したのであった。

また、4 男アンリがすばやく即位し、王室の財宝を確保した理由に、公爵としてノルマンディーに居住する長男ロベール2世が、財政に逼迫し、惨めな生活をしていたからでもある $^{78)}$ 。

1100年8月3日、4男アンリは、イングランド王に即位するために、ウェストミンスター=アベイで、司教サムソン(Samson, the bishop)、アベトットのアルセ(Urse of Abbetot)、ウスターシャー(Worcestershire)に居住する

^{75) ·} George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol. 2, *op. cit.*, p. 112. · David Hume, *The History of England*, Vol. 1, *op. cit.*, p. 251.

⁷⁶⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., pp. 112-113.

⁷⁷⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., p. 113.

⁷⁸⁾ Kathleen Thompson, From the Tames to Tinchebray: The Role of Normandy in the Early Career of Henry I, in Donald F. Fleming and Janet M. Pope, eds., *Henry I and the Anglo-Norman World*, Studies in Memory of C. Warren Hollister, The Boydell Press, 2007, p. 24.

フランスとイングランドの、すべてのバロン、忠誠心の厚い家臣に対し、良い 法律と、過去の圧制に対する絶縁とを約束した戴冠宣誓を行った⁷⁹。

この4男アンリの戴冠宣誓は、父ウィリアム1世、兄ウィリアム2世が行ったフェダリズムでの悪政により、イングランド国民から人気がなかったことを、反省学習し、少しでもイングランド国民側に立った政治を行いたい、という意思表示であった。

そのためには、土地に根の張った人たち、すなわちアングロ=サクソン人たちの支持を得て、政治・経済を行わなければならなかった。

具体的には、宗教、軍事、司法、財政に関する行政改革である。

その戴冠宣誓をまとめ、1100年8月5日に発布したのが、戴冠憲章(Coronation Charter) である⁸⁰⁾。

戴冠憲章は、以下の通りである81)。

- 1. 神の慈悲と、イングランドの全王国のバロン普通弁護人によって、私が上述の王国の王に就いたことを、知らせなさい。王国が不当な重税によって支配させているから、私は今、神への畏怖の念と、あなた方すべてに抱いている愛によって、行動を起こし、神の存する教会を自由にする。それ故、私は、教会財産の借地権の販売を禁止する。また、大司教、司教、大修道院長の死に対して、教会領から、あるいは、後継者が任命されるまで経過した期間の間、教会の家臣から、何かを取ることを禁止する。私は、イングランド王国が不当な重税を課せられていた、すべての悪い慣習を廃止する。これらの悪い慣習のいくつかは、ここで明らかにする。
- 2. もし私のバロン(barons:諸侯)、私のアール(earls:伯)のいずれか、あるいは私のテナント(tenants:土地保有農)のいずれかが死んだならば、その後継者は、私の兄の時期に要求されたような、土地の買い戻をしない。

⁷⁹⁾ C. Warren Hollister, Henry I, op, cit., p. 108.

⁸⁰⁾ David C. Douglas, General Editor, *English Historical Documents*, Vol. 2, 1042-1189. Second Edition, *op. cit.*, p. 432.

⁸¹⁾ David C. Douglas, General Editor, *English Historical Documents*, Vol. 2, 1042-1189, Second Edition, *ibid.*, pp. 432-434.

しかし今後、その後継者は、公平で法的な"相続上納金"によって、土地の買い戻しを、しなければならない。同様に、私のバロンの後継者たちは、公平で法的な"相続上納金"によって、領主から自分たちの土地を、買い戻さなければならない。

- 3. もし私のバロン、私のテナントのいずれかが、自分の娘、姉妹、姪、あるいは従姉妹の婚姻届を提出したいと思ったならば、そのバロンやテナントは、その結婚について、私に許可を得なければならない。ただし、バロンやテナントが、私の敵の1人との婚姻届を提出しない限り、私は、私の同意に対して、支払いを求めないし、私の許可を、取り消すこともないであろう。また、私のバロンのうちの1人、私のテナントのうちの1人の死に関して、もし娘が相続人になるのであれば、私のバロンの助言により、娘を結婚させるであろうし、土地を譲渡させるであろう。また、私のテナントの1人の妻が、夫より長生きし、子供たちなしであったならば、その妻は、寡婦産と結婚の持参金とを、所持するであろう。また、私は、その妻が、妻自身承諾しない限り、婚姻届を提出させないであろう。
- 4.もし、未亡人が未成年の子供たちと長生きしたならば、その未亡人は、 貞節を守る限り、寡婦産と結婚の持参金とを、所持するであろう。また、私は、 その未亡人の承諾なしに、婚姻届を提出させないであろう。また、土地の管理 人、子供たちの保護者は、より適切に思われる未亡人、あるいは未亡人の親戚 の誰かがなるであろう。そして、私は、私のバロンが、バロンの息子、娘、未 亡人に対して、同様の行動をとるべきことを、命じた。
- 5. 私は、町やシャイア(州)で行われている一般的な貨幣鋳造が、エドワード証誓王治世時、重い税を課しなかったから、今後、課するということを、完全に禁止する。もし、ある貨幣鋳造者、あるいはそれ以外の人が、自分の所有する貨幣の中に、偽造貨幣を取り扱っていたならば、忠実な裁判官が、彼らに処罰を加えさせる。
- 6. 私は、私の兄に起因しているすべての罪、すべての債権を、免除する。 ただし、私自身の適切な課税を除いて、また、他の人の相続に属していること

に、あるいは正当に他の人に属していた財産に関連することに、同意した事柄を除いて、である。そして、もし誰かが、自分の世襲財産の何かを、約束していたならば、私は、そのことを免除し、また私は、直接の相続財産を約束されていた、すべての"相続上納金"を、免除する。

- 7. もし私のバロン、あるいは家臣の中のいずれかが病気になり、動産を贈与するか、遺言で譲ることになったならば、私は、彼らの希望とおり、贈与されることを許す。しかし、もし、暴力や病気により妨げられ、彼が、動産に関する限り、無遺言で死亡したならば、彼の未亡人、子供、親戚、忠実な家臣の内の誰かは、彼の意思のために、彼らに対して最善であるように思われる分配をなされるであろう。
- 8. もし私のバロン、私の家臣のいずれかが、違反を犯したとしても、彼は、私の父や兄の治世に行われたように、自分の動産を、強制的に、無制限に抵当に入れられことはない。しかし、彼は、私の父の治世以前、また、私の初期前任者治世に行われていたように、法的な罰金額に応じて、唯一、支払いを行わなければならない。それにもかかわらず、もし彼が、約束や犯罪の違反で、有罪となったならば、彼は、公正である刑罰を受けなければならない。
- 9. 私は、私が王に即位した日以前に、負っていたすべての殺人科料を、 免除する。また、今から負うべき殺人科料は、エドワード証誓王の法律に従っ て、公平に支払わされる。
- 10. 私のバロンの普通の助言によって、私は、私以前に行われていた、私の父のように、自分自身の手元に、森林を保有する。
- 11. 自分たちの財産と引き換えに、鎖かたびらで武装し、軍事奉仕を行っているナイトは、すべてのゲルト(geld:支払い金)や仕事を免除され、保有地を持つであろう。私は、この土地使用権を、私自身の自由な贈与として整備した。それ故ナイトは、非常に重い課税から解放され、ナイト自身、私への奉仕を果たすために、私の王国を防衛するために、適切に装備、準備される馬や武器を、非常にうまく、調達するであろう。
 - 12. 私は、私の王国すべてに、確固とした平和を築く。そして私は、この

平和が、今後、維持されることを、命じる。

13. 私は、私の父がバロンの助言とともに行われた修正で持って、エドワード証誓王の法律を、元に戻す。

14. もし、私の兄・ウィリアム王の死後、誰かが私の財産、あるいは、ある他の人の財産のいくらかを、奪ったならば、その奪った人は、その奪った財産のすべてを、速やかに返還しなさい。もし、奪った人が、速やかに返還したならば、どんな罰則も課さないであろう。しかし、もし、その奪った人が、奪った財産のいくらかを保持していたならば、その人は、見つかったとき、私に対して、非常に重い罰則金を、支払わせる。

上述の戴冠憲章、すなわち行政改革は、以下の4つに、まとめることができる。

- ①聖職を空職にして、そこから得られる不当な利益の追求廃止
- ②兄・ウィリアム2世が行っていた「悪い慣習」の廃止
- ③今後、不法な封建的租税の徴収廃止
- ④エドワード証誓王の法律遵守

ヘンリー1世は、自らの「大権」を制限し、家臣たちの自由を多く認めた。このことにより、この「戴冠憲章」は、「自由憲章 (Charter of Liberties)」とも呼ばれ、イングランド国民にとっては、まさに行政改革そのものであった。ヘンリー1世が、この戴冠憲章を発布した背景には、当然、幼少時代のノルマンディーでの生活、つねに軍事力の弱いフランス王との紛争、軍事力の強い同じ公爵との紛争、この紛争の火種が、領地の争奪、であったことを、学習していたからである。

この学習の結果、ヘンリー1世は、行政改革を断行し、今までの、フェダリズムによる「悪い慣習」、「悪い法律」を廃止し、今まで家臣に対して良いとさせていた「エドワード証誓王の法律」を、尊重することにした。

この行政改革は、イングランド王としてのヘンリー1世の立場を堅牢にする ため、言い換えると、家臣たちを懐柔するためのものであった。

具体的には、当時の巨大勢力である教会、巨大な軍事力を有するバロン、 アール、そして自己の直属家臣であるテナントを、懐柔するためであった。 その懐柔の具体的な例、すなわち宗教に関する行政改革としては、ヘンリー 1 世が、前宰相ラナルフ=フランバードを逮捕し、そしてロンドン塔に投獄し 82 、反対に 1100 年9月23日、博学な聖善人アンセルムをイングランドに呼び戻し、再びキャンタベリー大司教に就任させたことである 83 。

その後、1100年11月11日へンリー1世は、アルフレッド大王(Alfred the Great, 871-901)の第8代末裔、エドガー=アセリング(Edgar Atheling)の姪、スコットランド王マルカム 3世(King Malcolm II, 1058-1093)の娘である、エディス=マティルダ(Edith Matilda, c, 1080-1118)と結婚した⁸⁴⁾。

ペンリー1世にとって、この結婚は、不安を解消するための政略結婚であった。 というのは、長男である兄ロベール2世が、イングランドの王位継承権に対 して、いつノルマンディーから、クレームを付けに来るか、分からなく、昔か ら伝統のある家柄と血縁関係を結ぶことによって、自分の立場を、確保しよう としたからである。

ヘンリー1世の、この行動には、納得できる。

また、この結婚は、昔から伝統のある家柄の家臣たち、すなわちアングロ= サクソン人にとって、喜ばれた。

というのは、ヘイスティングズの戦い後、ウィリアム1世のよって、退けられていたアングロ=サクソン人のアールやセインが、活躍の場を得られるようになったからである。

ヘンリー1世の、この政略結婚は、自らが行っている軍事に関する行政改革 を、推し進める手段であった。

ヘンリー1世の不安は、1101年の夏、現実となった。

1101年7月、長男ロベール 2 世が、シルースベリー(Shrewsbury)のアールであるベレームのロベール(Robert of Bellême)と手を組み、イングランドに侵攻してきた $^{85)}$ 。

⁸²⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., p. 119.

⁸³⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, ibid., p. 120.

⁸⁴⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, ibid., p. 120.

⁸⁵⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, ibid., p. 127.

長男ロベール2世のこの行動は、1101年2月にロンドン塔から抜け出し、ノルマンディーに隠れ場所を見つけ、そこで新しく影響を与えていたラナルフ=フランバードの入り知恵であった⁸⁶⁾。

この長男ノルマンディー公口ベール 2世の侵攻は、話し合いによって、対処された。

すなわち、1101 年 8 月 2 日、ロンドンに近いアルトン(Alton)での、アルトン条約("treaty of Alton") $^{87)}$ で、調停案が示され、戦争が回避された。

その調停案は、ロベール2世が、イングランドを、ヘンリー1世に譲る代わりに、ヘンリー1世が、ロベール2世に、毎年、年金3,000マルクを支払うということであった88。

この調停案に納得したロベール2世は、ノルマンディーに帰国した。

1102年の春、この反乱を完全に鎮圧させるために、すなわち、アールであるベレームのロベールの軍事力を壊滅させるために、ヘンリー1世は、イングランド国民であるアングロ=サクソン系の家臣を引き連れて、シルースベリーに軍事行動を起こした。

結果は、ヘンリー1世軍が、シルースベリーに要塞として築かれてあるベレームのロベールの城砦を奪取し、ロベールをイングランドから、追放した⁸⁹⁾。この時へンリー1世が、徴用したのは、ノルマンディー系の家臣ではなく、アングロ=サクソン系の家臣であった。このことは、ヘンリー1世の、軍事に関する行政改革である。

では、なぜヘンリー1世が、アングロ=サクソン系の家臣を徴用したのか、

⁸⁶⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, ibid., p. 127.

⁸⁷⁾ C. Warren Hollister, Henry I, op. cit., p. 141.

⁸⁸⁾ Austin Lana Poole, From Domesday Book to Magna Carta. 1087-1216, in George Clark, ed., *The Oxford History of England*, Vol. 3, Second Edition, Reprinted of 1955, ed., Oxford University Press, 1986, p. 116.

[·] George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op., cit., p. 128.

[·] C. Warren Hollister, Henry I, op. cit., p. 138.

[・]調停案の中で、ロベール 2 世に支払う年金3,000マルクを、David Hume, *The History of England*; Vol. 1, *op. cit.*, p. 257.では、300マルクとしている、これは誤植であろう。

⁸⁹⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., pp. 129-130.

また、なぜアングロ=サクソン系の家臣がヘンリー1世に、積極的に助力したのであろうか。

それは、ノルマンディー系の家臣よりも、アングロ=サクソン系の家臣の方が、忠誠心が厚かったからであり、また、ヘンリー1世が、アングロ=サクソン系の血を引くエディス=マティルダと結婚していたからである。

1103年4月27日、キャンタベリー大司教、博学な聖善人アンセルムは、ウィリアム1世治世から問題となっている、叙任権闘争に関して、ヘンリー1世から、イングランド追放処分(アンセルムの第2回目に国外追放)を受けた 901 。というのは、教皇パスカリス2世(Pope Paschel II)が、ヘンリー1世が要求している叙任権を拒否したからである 911 。

1106 年 8 月、アンセルムは、叙任権闘争に関して、ヘンリー 1 世と教皇パスカリス 2 世との、妥協と和解を、推し進めるため、イングランドに戻ってきた 92)。

この妥協と和解とは、ヘンリー1世が、司教に自らの手で授ける指輪や笏杖 (crosier:シャクジョウ)の叙任権を放棄し、その代わりに、司教は、ヘンリー1世に対して、臣従の礼を取らなければならないということである⁹³⁾。

このことにより、ウィリアム1世から続いていた、叙任権闘争が、一応の解 決を見た。

ヘンリー1世に、さらなる難題が振りかざしてきた。

それは、長男ロベール2世と、イングランドを追放されたベレームのロベールとが、ノルマンディーで、手を結び、反ヘンリー1世勢力を拡大させ、圧政を行い、その圧政から逃れるために、司教や商人たちが、ヘンリー1世に、救いを求めてきたからである。

この時点で、イングランド王へンリー1世 vs. 長男ノルマンディー公口ベール2世という構図が、決定的となった。

この勢力を壊滅させるために、ヘンリー1世は、海峡渡り、ノルマンディー

⁹⁰⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, ibid., p. 136.

⁹¹⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, ibid., p. 132.

⁹²⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, ibid., p. 144.

⁹³⁾ David Hume, The History of England; Vol. 1, op. cit., pp. 266-267.

のタンシブレイ (Tinchebray: Trenchbrai) に向かい、そこで戦いとなった。 いわゆる、1106年9月28日のタンシブレイの戦い (la bataille de Tinchebray: Battle of Tinchebrai) である。

結果は、ヘンリー1世軍が、歩兵の活躍により勝利した⁹⁴⁾。

具体的には、ヘンリー1世軍と長男ロベール2世軍とが対峙した時、すでに、ヘンリー1世支持メーヌのアリア(Helias of Maine)軍が、長男ロベール2世軍の背後に、横に長く歩兵が陣取っていて、戦争が始まると、そのメーヌのアリア軍が、長男ロベール2世軍の背後から奇襲し、壊滅させた⁹⁵⁾。

長男ノルマンディーのロベール2世は、捕らえ、ウェイルズのカーディフ城 (The Castle of Cardiff) に幽閉された⁹⁶⁾。

なお、ベレームのロベールは、逃亡した。

ヘンリー1世が、タンシブレイの戦いで勝利した要因は、2つある。

その1つ目は、アングロ=サクソン人の歩兵たちの士気が、高まっていたこと。このタンシブレイの戦いは、1066年のヘイスティングズの戦い以来、アングロ=サクソン人にとっては、復讐戦であった。

2つ目は、ヘンリー1世の方が、指揮能力が高かったこと。両軍が対峙する 以前に、ヘンリー1世は、敵の長男ロベール2世軍の背後に、気付かれないよ うに、メーヌのアリア軍を配備し、戦争開始同時に、敵の長男ロベール2世軍 を、奇襲し、壊滅させた。

その後の平和な1130年に、ヘンリー1世は、王国内の司法行政組織強化を、 図った。

この王国内の行政組織強化の目的は、個人が独占していた司法行政の権力 を、国家の仕事としての権力の移すことであった。

具体的な例として、ヘンリー1世は、クリア=レギス(the Curia Regis:国

⁹⁴⁾ Stephen Morillo, Warfare under the Anglo-Norman Kings 1066-1135, The Boydell Press, 1994, p. 169.

⁹⁵⁾ Stephen Morillo, Warfare under the Anglo-Norman Kings 1066-1135, ibid., p. 170.

⁹⁶⁾ Austin Lana Poole, The Oxford History of England, Vol. 3, op. cit., p. 121.

王顧問会議: 枢密院) と、エックスチェッカー=コート (the Exchequer Court: 財務裁判所) とを、確立させることであった。

このクリア=レギスは、国王顧問会議であり、枢密院であった。また、このクリア=レギスは、キング=スコート(the Kong's Court:王国裁判所)と同じ意味に使われ、国王が海外に行っている時、イングランドの最高決定機関になった。さらに、このクリア=レギスは、国王にアドバイスを与える機関でもあった。

エックスチェッカー=コートは、財務裁判所であり、王国の歳入の査定と徴収を行った機関であった。なお、このエクスチェッカー=コートは、クリア=レギスと区別された⁹⁸⁾。

このエクスチェッカー=コートとクリア=レギスを、確立、整備することに よって、ヘンリー1世は、ドゥームズデイ=ブックから徴収される税金を、公 平かつ安定的に、取り立てることにより、イングランド国内の安定を図ったの である。

Ⅴ おわりに

ヘンリー1世は、父ウィリアム1世、兄ウィリアム2世が、施行していたフェダリズムの良いところ、あるいは悪いところを、実感として体験していた。

王に即位してから、ヘンリー1世は、イングランド王国を、ヨリ良く存続するためには、何をしなければならないかを考えた。

そこで考えられたこととして、今まで父、兄が行っていた行政の悪い面を、 少しでも改善して、イングランド国民のためになるようにしようとした。

いわゆる行政改革である。

この行政改革は、イングランド王の立場に立った改革であった。 具体的には、宗教、軍事、司法、財政に関する行政改革であった。

⁹⁷⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, op. cit., p. 182.

⁹⁸⁾ George Burton Adams, The Political History of England, Vol. 2, ibid., p. 182.

宗教に関しては、叙任権闘争に、一応の解決を見出した。

軍事に関しては、土地に根の張ったアングロ=サクソン人を、徴用した。 司法に関しては、クリア=レギスを確立した。

財政に関しては、エックスチェッカー=コートを確立した。

ヘンリー1世は、行政改革により、イングランド国内に、安定的な秩序をもたらした。この安定的な秩序は、父、兄が果たせなかったことである。この安定的な秩序により、イングランド国民、特にアングロ=サクソン人にとっては、喜ばしいものであった。

結果的に、このヘンリー1世の行政改革による安定的な秩序は、今後イングランドが発展する一翼をなしたのである。

また、このヘンリー1世の行政改革は、イングランド経済史上、評価されなければならないものである。